

【施設基準等に係る掲示について】

医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時(月に1回限り)	1点
再診時(3月に1回限り算定)	1点

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

後発医薬品使用体制加算

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、当院では後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用にあたっては、品質確保・情報提供・供給体制等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。

医薬品の治験に係る診療を行っています。

医薬品医療機器等法施行規則の関係規定によるほか、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令等に基づき、患者さんの同意を得たうえで実施しております。

なお、治験に係る費用の徴収は一切ありません。

医療DX推進体制整備加算

当院は、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

1. オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
2. マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
3. 電子処方箋の発行体制を導入済です。
4. 電子カルテ情報共有サービスの取り組み実施のため、今後導入予定です。